

(事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年1月16日

1 契約の名称及び数量

小泉県営住宅（南側）跡地及び奈良県職員住宅跡地草刈業務委託

※詳細は別添仕様書のとおり

※敷地内大塚古墳の上部は伐採範囲から除く

※県職員住宅跡地フェンス内は含む

※古墳の擁壁に生えている草木はできるだけ伐採すること

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者のいずれかであること

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者

- ① 障害者支援施設
- ② 地域活動支援センター
- ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
- ④ 小規模作業所
- ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

- (2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの者

- ① シルバー人材センター
- ② シルバー人材センター連合
- ③ ①又は②に準ずる者として知事の認定を受けた者

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課

- (2) 提出期限 令和8年1月30日 午後5時15分

- (3) その他

① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

ア 上記2に該当しない者が提出した見積書

イ 記名押印を欠く見積書

ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ 価格を加除訂正した見積書

オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課

住所：奈良市登大路30番地

電話：0742-27-7539（ダイヤルイン）

FAX：0742-27-2681

6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

小泉県営住宅跡地及び奈良県職員住宅跡地草刈業務委託仕様書

令和8年1月16日

●業務名 小泉県営住宅跡地及び奈良県職員住宅跡地草刈業務委託

●業務内容

小泉県営住宅南側跡地及び奈良県職員住宅跡地の除草及び木化したものの伐採作業及び処分を行う。

●履行場所及び回数（図－１）

履行場所及び回数は、次のとおりとする。

小泉県営住宅（南側）跡地及び奈良県職員住宅跡地

（大和郡山市小泉町 1701、1702、1678-8 の一部）

回数：1回

●見積書の提出

提出期限 令和8年1月30日（金） 午後5時15分

見積金額については、処分場における雑草等の処分費用（以下処分費用とする）の単価を明示し、雑草等の処分量（以下処分量とする）を 300kgとして見積もることとする。見積書作成にあたっては見積書記載例を参照すること。（別途配布）

刈り取った草木は所定の処分場へ運搬処分すること

伐採した草木を処分場へ持ち込む際は、処分場の規定に沿って持ち込むこと。

例：大和郡山市清掃センターへの持込

- ・ 木は長さ1m以内
- ・ 直径10cm以内（10cmを超える場合は縦割りに切って規定の大きさにすること）
- ・ 持ち込む際は束ねること
- ・ 事業系廃棄物 136円／10kg
- ・ 事前予約をして許可証が必要

- ・持込は1日3回（午前1回、午後2回）（許可証の提示が必要）

※①処分場所は指定しません、上記は大和郡山市処分場の例です。

処分費用は精算します。

②大和郡山市清掃センター処分費用と同等かそれより安価であれば、他の処分場への持込も可能

●実施時期

実施時期は、原則次のとおりとし、実施日に決定については、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課長（以下「住宅課」という。）と協議のうえ決定するものとする。

- ・実施時期は令和8年2月2日～令和8年3月19日

●完了報告

- ・作業終了時には、作業前及び作業後の写真を添付して完了届を提出すること。

なお、写真については、撮影日等が明記されたプレートなどが映り込むようにし、作業前及び作業後の撮影位置や角度等を揃え、作業内容が明瞭となるようにすること。

- ・処分伝票の提出

●除草及び樹木伐採範囲（図－2）

上記履行場所敷地内のうち 約 2,200㎡

詳細は、除草範囲図に示す範囲（図－2）、除草箇所現況（図－3）

※図1～図3は別途配布します

●除草・伐採方法

上記敷地内の雑草及び木化したものを手刈り又は草刈り機、チェーンソー等を用いて伐採し、草は刈り高5cm程度の仕上げとする。また、木については、あまり目立たない程度まで切ること。

ただし、敷地フェンス際や隣接家屋との境界等、工作物等の破損の恐れがある所は

手刈りとする。

●経費負担

作業に要する経費は、すべて受託者の負担とする。

●禁止行為

- ①除草剤等薬品の散布
- ②刈草の焼却
- ③不良刈刃等の廃品投棄

●安全管理等

作業の実施においては、安全管理に努めるとともに、万一の災害発生時には、速やかに、住宅課長に連絡し適切な措置を講ずるものとする。

作業中の車両駐停車等には、近隣等より苦情のないように配慮し、受託者の責任において管理するものとする。

施工場所は、児童の通学路となっているため、十分注意して作業を行うこと。

●別記、別紙をご確認下さい。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない

い。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

※この条文中「甲」は発注者、「乙」は受注者とする。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。